

継続検査【指定整備】OSSを取り巻く全体イメージ

注 継続検査OSSのイメージをつかんでいただくことに主眼を置いているため、法令上の規定とは正確に表現を合わせていない箇所が含まれますが、ご容赦ください。

注 検査手数料・技術情報管理手数料や自動車重量税の電子納付については、便宜上、下図のイメージから省略しています。

注 現状、申請先の軽自動車検査協会事務所に、有効期間の更新された自動車検査証等を受け取る必要があります。

なお、受け取りにあたっては、自動車検査証等のほか、軽自動車OSSポータルサイトの状況照会画面で、「受取者認証兼受取車両個別申告用二次元コード」を印刷・発行のうえ、ご提示いただく必要があります。

